

〈新潟県内の簡易裁判所一覧〉

名 称	郵便番号	所 在 地	電 話
新潟簡易裁判所	951-8512	新潟市中央区学校町通1番町1番地	受付・調停センター(民事受付) (025)222-4272 受付・調停センター(支払督促) (025)222-4275 民事係 (025)222-4269
新津簡易裁判所	956-0031	新潟県新潟市秋葉区新津4532-5	(0250)22-0487
三条簡易裁判所	955-0047	新潟県三条市東三条2-2-2	(0256)32-1758
新発田簡易裁判所	957-0053	新潟県新発田市中央町4-3-27	民事受付係 (0254)24-8745 民事係(訴訟・調停・督促) (0254)24-8752
村上簡易裁判所	958-0837	新潟県村上市三之町8-16	(0254)53-2066
長岡簡易裁判所	940-1151	新潟県長岡市三和3-9-28	民事受付 (0258)35-2328 民事係 (0258)35-2328
十日町簡易裁判所	948-0065	新潟県十日町市子442	(025)752-2086
柏崎簡易裁判所	945-0063	新潟県柏崎市諏訪町10-37	(0257)22-2090
南魚沼簡易裁判所	949-6680	新潟県南魚沼市六日町1884番地子	(025)772-2450
高田簡易裁判所	943-0838	新潟県上越市大手町1-26	簡裁訴訟・調停・督促係 (025)524-5209
糸魚川簡易裁判所	941-0058	新潟県糸魚川市寺町2-8-23	(025)552-0058
佐渡簡易裁判所	952-1324	新潟県佐渡市中原356-2	(0259)52-3151

※お問い合わせは、最寄りの簡易裁判所まで

知っていますか？ 「民事調停」



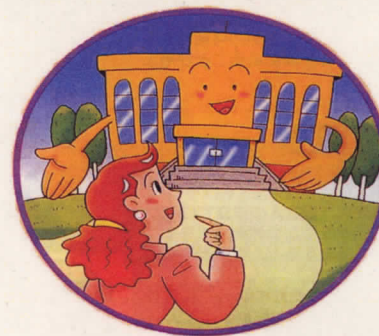
修理代はどうなるの？

トラブル



代金を払ってくれない…

話し合いによって、トラブルを解決する
手続が、裁判所にあります。



民事調停は、裁判官と調停委員が
間に入り、裁判所で行われる手続で
すが、裁判のように厳格なものではな
く、話し合いをもとにした柔軟な手続
のもと、時間や費用をかけずに、円満
なトラブル解決を目指します。

新潟地方裁判所

<http://www.courts.go.jp/niigata/>

※民事調停を取り扱う「簡易裁判所」の連絡先は、裏面に記載してあります。

民事調停の手続の流れ

調停の申立て



調停期日



Q. 申立ての方法は？

A. 原則として、相手方の住所のある地区の裁判を受け持つ簡易裁判所に、「申立ての趣旨」と「紛争の要点」を記載した申立書を提出して申し立てます。

申立ての費用については、裁判所ウェブサイト内の「簡易裁判所の民事事件Q&A」
(http://www.courts.go.jp/saiban/qa/qa_kansai/qa_kansai16.html)
や「手数料」のページ
(<http://www.courts.go.jp/saiban/tetuzuki/tesuuryou.html>)

Q. 解決するまでにどのくらいかかりますか？

A. 調停にかかる期間は、事案にもよりますが、平均すると2～3か月です。期日の回数は、平均すると2～3回になります。

Q. 手続はどこで行われますか？

A. 裁判所の中にある調停室で行われます。裁判とは異なり、手続は非公開ですので、プライバシーや、営業等の秘密を守ることができます。

Q. どんな人が間に入ってくれるのですか？

A. 調停主任(裁判官又は民事調停官)1人と民事調停委員2人以上で組織する調停委員会が調停を行います。

民事調停官は、5年以上の経験を有する弁護士の中から最高裁判所が任命します。

民事調停委員は、民事紛争の解決に有用な専門的知識経験を有する人又は社会生活の上で豊富な知識経験を持つ人の中から選ばれます。

Q. 法律以外の専門的知識を必要とするトラブルでも大丈夫ですか？

A. 民事調停委員には、専門的知識経験を有する人もおり、医師、建築士、不動産鑑定士等の専門家の民事調停委員も任命されています。

※詳しくは、「簡易裁判所の民事事件Q&A」

(http://www.courts.go.jp/saiban/qa/qa_kansai/index.html)

合意に至った場合



調停成立

異議申立てなし

決定の確定

Q. 相手が、合意した内容や決定した内容を履行してくれない場合はどうなるのですか？

A. 合意した内容や決定した内容によっては、それらが記載された調書等に基づいて、強制執行をすることができます。

離婚や相続、遺産分割といった、家庭内のトラブルについては、家庭裁判所が取り扱っています。

裁判所ウェブサイト(<http://www.courts.go.jp>)には、他にも、民事調停に関する情報を掲載していますので、あわせてご参照ください。

ご不明な点がございましたら、最寄りの裁判所までお問合せください。

合意に至らなかった場合

調停に代わる決定

Q. 合意に至らなければ、全て不成立になるのですか？

A. 合意に至らなかった場合でも、それまでの経過に照らして適当な事案については、「調停に代わる決定」によって、それまでの調整内容を踏まえた裁判所の判断が示され、早期にトラブルの解決を図ることができます。詳しくは、「簡易裁判所の民事事件Q&A」

(http://www.courts.go.jp/saiban/qa/qa_kansai/qa_kansai21.html)をご覧ください。

異議申立て

決定の失効

調停不成立

訴訟

Q. 話し合いがまとまらなかった場合、どうしたらよいのですか？

A. 改めて、裁判を起すこともできます。